

美観・好感 当別かわら版

第35号（平成28年9月）

今月の重要なお知らせ

- 野焼きについて
- 不法投棄について
- 集団資源回収について



野焼きはやめましょう！

「少しの量だから・・・

燃やしてもいいや。燃やしてしまおう！」

など、庭先などで安易に焼却したりしていませんか？
地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶や一斗缶での焼却、
ブロック積み焼却などは、野焼きと同じです。

野焼きは、法律により禁止されています！

また、禁止事項に違反した場合は、下記のとおり、
罰金や懲役刑（罰則）が科せられます。

○法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

○違反した場合の罰則

「5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金の
いずれか又は両方」

【野焼き禁止の例外】

野焼きについては一部例外があります。

○国又は地方公共団体が施設の管理を行うた
めに必要な焼却

○災害の予防・対策・復旧に必要な焼却

○風習・宗教上の行事を行うための焼却

○農業・林業等を営むため、やむを得ず行わ
れる焼却（稲わら・枝等の焼却）

○たき火等、日常生活で行う軽微な焼却

ただし、上記の焼却であっても、近隣住民
に被害が及ぶ場合は注意の対象となります

【野焼きに関する苦情】

野焼きを行うことにより下記のような苦情が
発生することが考えられます。

○煙や臭いで気分が悪くなる

○煙や臭いで窓が空けられない

○洗濯物に煙の臭いが付く

○子どもが煙を吸ってしまう

ご近所トラブルの原因になります！

STOP！不法投棄

町では不法投棄を防ぐため、定期的にパトロール
を行っていますが、不法投棄を未然に防ぐためには、
町民の皆さんの協力が必要です。

不法投棄等を発見した場合は、役場や警察へご連絡ください。

また、私有地への不法投棄は、土地や建物の所有者・管理者が処理しなければなり
ません。不法投棄をさせないためにも、人が立ち入れないように囲いを設けるな
ど、日頃から土地の管理には十分注意してください。

不法投棄も野焼き同様に、法律で禁止されており、罰則が科せられます。



あなたの団体で

リサイクルしませんか？

当別町では、町内の団体が集めた資源物を、回収業者に引き渡した量に応じて、奨励金を交付しています。町のごみ減量化になり、団体の活動資金にもなりますので、まずは団体登録してみませんか？

STEP1：団体登録

役場の環境対策係の窓口で申請できます。団体の代表者の方もしくは代理の方が、代表者の印鑑を持参して頂ければその場ですぐに手続きできます。

登録可能な団体・・・町内会、学校、PTA、育成会、老人クラブ、婦人部など
(その他の団体は要相談)

STEP2：資源回収・業者引渡し

まずは、回収業者に回収を依頼しましょう。その後、団体内部で資源物(家庭から出たもの)を回収し、業者に引渡して、回収伝票を貰いましょう。(回収伝票は奨励金の請求で必要になります)

町内の回収業者・・・

松井商事 Tel (23-1846)

STEP3：交付申請

奨励金の申請は上期と下期に分かれていますので、上期は4月～9月分、下期は10月～3月分の回収伝票を添付して、申請書を役場の環境対策係に提出してください。

申請書は9月上旬及び3月上旬に代表者の方に送付します。

STEP4：奨励金の入金

奨励金の入金は、上期が11月中、下期は4月中に申請時に指定していただく銀行口座に入金致します。

また、奨励金については1kg当たり3円になります。

～資源回収対象品目～

①紙類

- ・新聞紙
- ・雑誌
- ・紙パック
- ・ダンボール

②ビン類

- ・一升ビン
- ・ビールビン
- ・その他のビン

③金属類

- ・アルミ缶



発行/当別町住民環境部
環境生活課環境対策係
〒061-0292
石狩郡当別町白樺町58番地9
TEL (0133) 23-2503